

## 令和3年度 第二次募集赤い羽根地域福祉促進助成事業のご案内



1 事業名 赤い羽根地域福祉促進助成事業

2 目的

本事業は、社会福祉法人掛川市社会福祉協議会が赤い羽根共同募金の助成金を活用し、対象団体が行う地域福祉の促進を図る事業に対し助成を行うものです。この助成により掛川市が誰もが安心して暮しやすいまちになることを目的とします。

3 助成内容

項目	内容
対象事業 及び 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掛川市の地域福祉の促進を図るために行う事業に必要な地域福祉活動事業費や機器整備費を対象とします。</li> <li>＜実施時期＞令和 3年11月1日(月)から実施され、令和 4年2月4日(金)までに完了する事業</li> <li>＜対象事業＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>新規に実施する事業、又は既存事業を拡大実施する事業のうち以下のいずれかに該当する事業</li> <li>① 地域の支え合いやネットワークづくりを行うための事業</li> <li>② 講座や勉強会の開催</li> <li>③ 活動を充実・発展させるために必要な整備</li> <li>④ 災害発生時に対応できるための地域の体制づくり（防災資機材の整備を除きます）</li> <li>⑤ 助成の回数は、1年度につき1回とする</li> </ul> </li> <li>＜対象外＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既に終了している事業</li> <li>② 広報紙の発行</li> <li>③ 防災資機材</li> <li>④ 団体の経常経費（運営費）</li> <li>⑤ 事務機器、デジタルカメラ、プロジェクター（当事者支援団体を除く）等の精密機器</li> <li>⑥ 自治会所有の建物、設備並びに常設の設備備品（空調設備、テレビ等）</li> <li>⑦ 他の助成を受けている事業</li> </ul> </li> <li>● 申請事業の内容によっては、他の助成事業（静岡県共同募金会の助成事業、歳末たすけあい福祉事業等）を紹介することがあります。</li> </ul>
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掛川市の地域福祉向上のために継続的に取り組んでいる団体であること。 ※一年以上の活動実績があり引き続き活動を継続する団体、地区福祉協議会、自治会、ボランティアグループ、NPO法人、小地域活動団体等</li> <li>● 会則、規約等があり、団体として独立した経理が行われている団体であること。</li> <li>● 前年度繰越金が、当年度収支予算における収入合計額の10分の3以内の団体であること。</li> <li>● 次に該当する団体は対象団体から除外します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 政治、宗教、組合等の運動の関係者に限られているもの</li> <li>② 営利を目的とするもの</li> <li>③ 活動の内容や財務内容を開示しないもの</li> <li>④ 前年度にこの助成を受けた団体</li> </ul> </li> </ul>

項目	内容
助成額 及び 助成基準	掛川市社会福祉協議会の共同募金配分金事業予算の範囲内で実施します。 ● 1事業につき10万円を限度とします。 ※必ず申請金額が助成されるとは限りません。 ● 助成率 80%以内(千円未満切り捨て)
受付期間	● 〆切り <u>令和3年10月29日(金)</u> ● 助成を希望する者は、社協が別に定める申請書(様式第1号)により <u>直接社協に申請</u> してください。
審査	● 提出された申請書は、審査会においてその内容を審査します。
助成決定 及び 助成金の交付	● 審査後、助成決定の可否を文書にて通知します。 ● 助成金は、交付決定後に団体の指定口座に振り込みます。 ● 【事業費の場合】 先に助成決定額の8割を概算払いし、事業報告書の提出後清算します。
助成の 変更・取消	● 助成決定後 ① 申請した事業を変更する場合、変更内容を申し出てください。その際は、事業額によって助成額の減額があります。 ② 申請した事業を中止する場合、その旨を申し出てください。その際は、助成額の返還を求めます。 ③ 【機器整備の場合】助成金は、決定額を上限として、実際に発生した費用の80%以内となりますので、事業実施後、助成額が減額となった場合は、社会福祉協議会に差額を返還いただきます。 ④ 申請した事業及び助成金の使途報告に虚偽の記載をした場合は、決定を取消し、助成金の返還を求めます。
実施報告書の 提出	● 事業実施後、30日以内、もしくは2月10日のいずれか早い期日に以下の書類をご提出ください。 ① 「実施報告書」 (様式第4号) ② 実施した事業を周知・報告した印刷物 (例) 回覧板、広報紙、近隣の学校や福祉施設等へ配布した掲示物 ※ ②は、赤い羽根共同募金の使いみちを市民に広く知っていただくために必ずお願いしています。
事業の公表	● 決定した事業は、社会福祉協議会広報誌等でも公表します。

※ 全ての提出書類(写真も含まれます)は、公開の対象となります。

※ この助成金事業は、「赤い羽根共同募金」を活用しています。

助成例	小地域福祉活動を推進するための研修会の開催 ボランティア活動に必要な資材	等
-----	---	---

問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 掛川市社会福祉協議会本所 掛川市掛川910-1 22-1294</li> <li>■ 東部ふくしあ社協 掛川市藺ヶ谷881-1 23-4720</li> <li>■ 中部ふくしあ社協 掛川市杉谷南1-1-30 28-8546</li> <li>■ 西部ふくしあ社協 掛川市下垂木1270-2 29-6192</li> <li>■ 南部大東ふくしあ社協 掛川市三俣620 72-1135</li> <li>■ 南部大須賀ふくしあ社協 掛川市西大淵100 48-5531</li> </ul>
------	---